ID:　132

担当部署:　都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	不正行為により市営住宅使用料等を免れた者に対する過料
例規名 根拠条項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例　第69条
例規番号	平成9年条例第31号

【根拠条文】

（罰則）

第69条　市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、使用料又は入居保証金の全部若しくは一部の徴収を免れた入居者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日